



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *67 食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 1
- *68 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 4

○ 告示

- 1539 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 6
- 1540 指定自立支援医療機関の指定の辞退 (")..... 6
- 1541 " (")..... 6
- 1542 指定自立支援医療機関の指定 (")..... 6
- 1543 久志・中志賀土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課)..... 7
- 1544 橋本市営換地計画(西畑地区)の認可申請の適否決定等 (")..... 7
- 1545 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 7
- 1546 保安林の指定の解除 (")..... 8
- 1547 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 8
- 1548 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 8
- 1549 " (")..... 8
- 1550 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 9
- 1551 公共測量の実施 (技術調査課)..... 9
- 1552 " (")..... 10
- 1553 土地収用法に基づく手続の開始 (用地対策課)..... 10

規 則

和歌山県規則第67号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(食品営業許可申請書) 第3条 略 2 前項の申請書には、 <u>次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1) 施設及び設備の構造を記載した図面及び仕様書 (2) <u>施行規則第67条第1項の規定により申請書を提出しようとする者(次項及び第4項において単に「申請者」という。)が施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項ただし書の規</u>	(食品営業許可申請書) 第3条 略 2 前項の申請書には、 <u>施設及び設備の構造を記載した図面及び仕様書を添付しなければならない。</u>

定により法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し

3. 申請者が施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4～6 略

3～5 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

食品営業許可申請書(新規・継続)

和歌山県 保健所長 様

年 月 日

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、)

代表者の氏名及び電話番号

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地 (電話番号)	(TEL - -)		
営業所の名称、屋号又は商号			
営業設備の大要	別紙のとおり(新規の場合のみ記載)		
食品衛生責任者	(氏名)	(資格)	
許可番号及び許可年月日 (継続の場合のみ記載)	営 業 の 種 類		備 考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
欠格請条者 項の	(1) 食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。		
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。		
食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第67条第1項ただし書の規定の適用の有無			有 ・ 無

注

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 申請者の欠格条項の欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
- 3 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、営業設備の大要並びに施設及び設備の構造を記載した図面及び仕様書のうち変更がない事項の記載又は添付を省略することができる。

添付書類

新規申請時

- 1 施設及び設備の構造を記載した図面及び仕様書
- 2 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書面の写し
- 3 法人の場合は、登記事項証明書(提示のみ)
- 4 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書(提示のみ)
- 5 食品衛生責任者又は自家製ソーセージ食品衛生責任者の氏名及びその資格を証する書類(提示のみ)
- 6 その他知事が必要と認める書類

更新申請時

- 1 現に受けている食品営業許可証
- 2 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査成績書(提示のみ)

別記第5号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第68号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和58年和歌山県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(添付書類) 第2条 規則第1条第1項に規定する営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証（同法第87条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出）の写し</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 規則第1条第1項の規定により申請書を提出しようとする者（次項において単に「申請者」という。）が規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けたことを証する書面の写し</p> <p>(8) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 申請者が、規則第1条第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、前項第1号、第5号及び第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p>	<p>(添付書類) 第2条 規則第1条第1項に規定する営業許可申請書には、同条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し</p> <p>(5) 略</p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

旅館業営業許可申請書

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日生(電話)

(法人にあっては、その名称、事務所所在地、
代表者の氏名及び生年月日)

旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり旅館業営業の許可を受けたいので申請します。

営業施設の所在地			
営業施設の名称 (屋号又は商号)	(電話)		
営業の種別			
営業施設の構造設備の概要			
申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	有・無	該当の場合その内容	
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその旨			
旅館業法施行規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用の有無	有・無		
備考			

注 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

備考

1 添付書類

- (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面
 - (2) 営業施設の設置場所の周囲150メートルの区域内の状況を明記した見取図
 - (3) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (4) 営業用の土地建物が他人の所有に係る場合は、その使用承諾書又はこれに代わる書類
 - (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(同法第87条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出)の写し
 - (6) 消防法令適合通知書
 - (7) 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けたことを証する書面の写し
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 旅館業法施行規則第1条第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、添付書類のうち(1)、(5)及び(6)に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第4号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1539号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
垣内弘	耳鼻咽喉科	垣内耳鼻咽喉科	御坊市菌255-2 HAUS255 1階	令和 2. 11. 30

和歌山県告示第1540号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
リングリング ファーマシー	海南市且来59番地1	—	多田泰子	令和 2. 12. 5

和歌山県告示第1541号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
リングリングファーマシー	海南市且来59番地1	多田泰子	令和 2. 12. 5

和歌山県告示第1542号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

株式会社GET

大阪府岸和田市春木若松町1-28

訪問看護ステーションでいご

令和
2.12.1**和歌山県告示第1543号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、久志・中志賀土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（令和2年10月25日就任）

職名	氏名	住所
理事	湯川雅義	日高郡日高町大字志賀2328番地
理事	藤田雅寛	日高郡日高町大字志賀2460番地
理事	嶋田敏治	日高郡日高町大字志賀2222番地
理事	柴田計一	日高郡日高町大字志賀2358番地
理事	上山芳徳	日高郡日高町大字志賀2319番地
監事	三澤勇	日高郡日高町大字志賀2537番地
監事	羽山嘉一	日高郡日高町大字志賀2770番地の3

和歌山県告示第1544号

橋本市営換地計画（西畑地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年12月21日から令和3年1月22日まで

3 縦覧場所

橋本市農林整備課

和歌山県告示第1545号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町椿字大谷953の2から953の7まで

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1546号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷788の2、789の2、864の3・864の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、864の7、864の8、864の9・865の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1547号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 干害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1548号

令和2年和歌山県告示第1401号（以下「告示第1401号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

小川公平

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1401号のとおり

和歌山県告示第1549号

令和2年和歌山県告示第1452号（以下「告示第1452号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の

変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀の川市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

山田熊一
山田貞雄
山本熊一
村田義明
松本勉
駒井 斐一
川口サヨ子
薬王千秋
南條八重子
井原輝久
北島孝信
藤田徳五郎
薬王國一
富尾祐一
土井政彦

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1452号のとおり

和歌山県告示第1550号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1551号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(三次元データ計測)
- 2 作業期間 令和2年12月15日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県の一部

和歌山県告示第1552号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)
- 2 作業期間 令和2年12月23日から令和3年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第1553号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事(すさみ串本道路)並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
和歌山県東牟婁郡串本町和深字中小田子の一部、字赤瀬平見の一部、字二ノ本、字鶴子平見、字九ノ平見、字横畑平及び字安指本川筋地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
和歌山県東牟婁郡串本町和深字中小田子の一部、字赤瀬平見の一部、字二ノ本、字鶴子平見、字九ノ平見、字横畑平及び字安指本川筋地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
和歌山県東牟婁郡串本町役場